

## 山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例（仮称）素案

### （目的）

第1条 この条例は、鳥獣被害防止対策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係団体の役割を明らかにするとともに、鳥獣被害防止対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、鳥獣被害防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民と野生鳥獣との共存及び県民の良好な生活環境の確保を図り、活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定野生鳥獣 カワウ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ムクドリ、アオサギ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンザルその他県民の生命、身体若しくは財産、農林水産業等、県民の良好な生活環境又は生態系に被害を生じさせ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣として規則で定めるものをいう。
- (2) 鳥獣被害防止対策 特定野生鳥獣による被害（特定野生鳥獣による県民の生命、身体若しくは財産、農林水産業等、県民の良好な生活環境又は生態系に係る被害をいう。以下同じ。）の発生を現在及び将来において防止するための施策及び調査研究をいう。
- (3) 適正管理 特定野生鳥獣による被害の発生防止及び自然環境の保全を図る観点から、特定野生鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。
- (4) 有効利用 捕獲等（特定野生鳥獣の捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をしたものを食品、飼料又は皮革等として有効に利用することをいう。
- (5) 関係団体 鳥獣被害防止対策及び有効利用（以下「鳥獣被害防止対策等」という。）の推進に資する取組を行う団体をいう。

### （基本理念）

第3条 鳥獣被害防止対策は、県民の生命又は身体の安全の確保を基本とし、県民の良好な生活環境の確保及び有効利用による新たな付加価値の創出が地域社会の活力の向上に重要であるとの認識の下に、県、市町村、県民及び関係団体が相互に連携し、並びに協力することにより、生物の多様性に及ぼす影響にも配慮したうえで、地域の特性に応じて持続的かつ実効的に行わなければならない。

### （県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の生息の状況及び特定野生鳥獣による被害の状況等を把握したうえで、鳥獣被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、広域的かつ専門的な取組に円滑に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、鳥獣被害防止対策を推進するうえで市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、特定野生鳥獣の習性に関する理解を深めるよう努めるとともに、県、市町村及び関係団体が推進する鳥獣被害防止対策等に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、特定野生鳥獣による被害の発生防止、適正管理又は有効利用に寄与する人材の育成、適正管理に関連する事故の防止、特定野生鳥獣に関する情報の発信その他の鳥獣被害防止対策等に資する取組を行うよう努めるとともに、県及び市町村が推進する鳥獣被害防止対策等に協力するよう努めるものとする。

(鳥獣被害防止対策の推進)

第7条 県は、特定野生鳥獣による被害の発生を防止するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域において県民及び関係団体等が一体的に取り組む特定野生鳥獣による被害の防除、県民の日常生活圏と特定野生鳥獣の生息域との分離等による特定野生鳥獣の生息環境の管理及び特定野生鳥獣による被害の発生防止に寄与する人材の育成への支援
- (2) 鳥獣被害防止対策等に関する専門的な知識及び技術を有する人材の育成
- (3) 鳥獣被害防止対策等の推進に資する施設の整備の促進

(適正管理の推進)

第8条 県は、適正管理を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 特定野生鳥獣の生息の状況等についての科学的知見を踏まえた捕獲等の実施
- (2) 捕獲等に従事する者の確保及び育成
- (3) 捕獲等に従事する者への支援
- (4) 捕獲等に関する専門的な知識及び技術の向上並びに事故の防止のための研修等の実施

(有効利用の推進)

第9条 県は、有効利用の推進に努めるとともに、有効利用による付加価値の向上のための調査研究等に努めるものとする。

(調査研究、普及啓発等)

第10条 県は、鳥獣被害防止対策等を効果的に推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 特定野生鳥獣の習性及び生息の状況、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある特定野生鳥獣に遭遇した場合の対応方法、特定野生鳥獣による被害の状況及び生態系への影響、捕獲等をした特定野生鳥獣の適正な処理方法その他の必要な情報の収集及び提供

- (2) 大学等の研究機関と連携協力した科学的知見に基づく特定野生鳥獣の生息の状況及び適正管理並びに特定野生鳥獣による被害の発生防止に関する調査研究
- (3) 鳥獣被害防止対策等の重要性についての普及啓発

(顕彰)

第11条 県は、鳥獣被害防止対策等の推進について顕著な功績があると認められる者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、鳥獣被害防止対策等を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第13条 知事は、毎年度、県の鳥獣被害防止対策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。